

議案第 59 号

日野町特別医療費助成条例の一部改正について

日野町特別医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 9 月 7 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町特別医療費助成条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

○鳥取県特別医療費助成条例の改正

- ・医療費助成を高校生にまで拡大することで、子育てに係る経費の軽減を図り、子どもを産み育てやすい社会づくりを進める。
- ・特別医療費助成の対象とする者について、修学中の国民健康保険被保険者並びに住所地特例の適用とする国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の取り扱いを明記する。

2 改正内容

(1) 別表関係

特別医療費助成の小児の区分の対象となる者を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

(2) 第2条関係

特別医療費助成の「医療費受給者」の適用要件として引用する法令条項を加える。

3 附則規程

(1) 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(2) 経過措置

改正後の日野町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(3) 準備行為

新条例の医療費受給者に係る第6条申請、特別医療受給者証の交付その他の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

日野町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日野町特別医療費助成条例(昭和48年日野町条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 日野町内に住所を有する者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の規定により同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項又は第2項の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。)</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の規定により日野町が行う国民健康保険の被保険者とされる者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 日野町内に住所を有する者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項の規定により同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。)</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により日野町が行う国民健康保険の被保険者とされる者</p> <p>(3) (略)</p>

2及び3 (略)

別表(第2条、第3条関係)

(1)～(5)略

(6) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
(備考) 別表第1号から第6号までの規定に重複して該当する者にあつては、これらの規定のうち当該者が選択する1号の規定を適用するものとする。

2及び3 (略)

別表(第2条、第3条関係)

(1)～(5)略

(6) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
(備考) 別表第1号から第6号までの規定に重複して該当する者にあつては、これらの規定のうち当該者が選択する1号の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過処置)

2 改正後の日野町特別医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療費の助成について適用し、この条例の施行の日の前日までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例の医療費受給者に係る第6条の申請、特別医療費受給者証の交付その他の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。